

栃木市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和3年4月2日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和3年1月8日から令和3年1月26日まで
- 3 監査の対象 上下水道局
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	上下水道局
監査結果報告日	令和3年3月12日付け 栃市監第91号
措置結果通知日	令和3年3月25日付け 栃市総第291号
監 査 結 果	<p>指導事項（下水道建設課） 契約事務について</p> <p>用地測量業務委託について、随意契約することができる金額に分割し、発注している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に業務委託を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。</p> <p>よって、合理的な理由なく分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>施工時期と期間の関係で分割発注を行いました。が、今後は業務内容を精査し、公正性・競争性を確保するため、競争入札を執行いたします。</p>